

JICA保有施設のファシリティ・マネジメントに係る技術支援業務委託契約

(公告/公示日：2018年2月8日/公告番号：国契-17-124) について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構  
調達部長 (契約担当)

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	入札説明書 P20	3. (1) ①建築物及び建築設備の劣化調査	「1次調査」と「2次調査」の調査方法は目視観察、指触観察、履歴調査等と同様と理解できますが、1次調査と2次調査は同時実施でよろしいでしょうか。分割して実施する場合は、その目的をご教示ください。	原則として、「1次調査」「2次調査」は2回訪問を分けて実施するのではなく、1回の訪問で同時実施することを想定しています。なお、業務仕様書のP20の「現地ヒアリング」は、「関係者ヒアリング」で、関東地方圏内の施設以外は、原則、1回の訪問で「現地ヒアリング」、「1次調査」、「2次調査」想定しています。
2	入札説明書 P19	(1)現状に即した修繕改修計画の策定業務	技術提案書で提案した内容を、最終的な納品仕様としてよろしいでしょうか。	技術提案書の提案内容を基本としますが、最終的には双方協議の上、納品時の仕様を決定します。
3	入札説明書 P19	(1)現状に即した修繕改修計画の策定業務	上記No.2と関連しますが、「建築物修繕措置判定手法」の指定様式は技術提案の内容により任意とすることは可能でしょうか。	原則、「建築物修繕措置判定手法」の指定様式を使用してください。指定仕様を変更する場合は、契約締結後発注者の事前承認を得てください。
4	入札説明書 P21	オ) 2次調査	発注者が他の業者から委託した2次調査の結果を総合的に分析し、大規模改修か部分修繕を判断したうえで整備計画に反映するのは今回業務に含むということでしょうか。	ご理解の通りです。
5	入札説明書 P21	オ) 2次調査	「診断業務または専門調査の発注のための業務仕様書作成、発注者に提案すること」とありますが、当該作成に要する費用及び旅費は「入札説明書 P23 (2) 工事発注のための技術支援業務 ②設計業務及び工事監理業務の発注支援業務」に該当すると考えてよいでしょうか。	1次調査、2次調査を通じて得た現地情報を基に業務仕様書を作成を行うことを想定しており、当該作成に要する費用や旅費は別途お支払いすることは予定していません。
6	入札説明書 P22	②施設修繕・改修計画の見直し (中政)	概算費用に「積算資料」、「建設物価」等とありますが、単価についてはこれらを使用するということでしょうか。村工共を記載している「建築コスト情報」、「建築施工単価」及び「建築物のしC評価用データ集 改訂代版 2010年」も用いてよいでしょうか。また、単価の根拠は全て明記する必要がありますか。	P22の列記事項の5番目に記述の通り「積算資料」「建設物価」等の最新版を使用し、その根拠は見積書(工事費内訳明細書)の備考欄に記載してください。「建築コスト情報」、「建築施工単価」及び「建築物のしC評価用データ集 改訂代版」も同様に使用可能です。なお、工事費内訳明細書には、全項目の材料費・工費・村工共の区別を明記してください。また、積算数量については数量調査(別冊)を作成の上、数量の算定根拠をすべて明記してください
7	入札説明書 P22	②施設修繕・改修計画の見直し (下政)	「建物全体の劣化に伴い、・・・その実施時期を示す。」とありますが、工事の実施時期と考えてよいでしょうか。	ご理解の通りです。
8	入札説明書 P22	②施設修繕・改修計画の見直し (下政)	上記No.7と関連しますが、大規模工事になりますと、事前の官庁との協議や許可申請など、基本設計検討等に基づき実施時期を決定することとなります。これらの企画検討業務については別途発注者から設計事務所等に発注するという理解でよいですか。そして、当該事務所等に発注するための仕様書作成が「(2) ②発注支援業務」の範疇と理解してよいでしょうか。	ご理解の通りです。
9	入札説明書 P22-23	②施設修繕・改修計画の見直し	概算費用について「設備機軸計画詳細(サンプル)の概算費用内訳に、工事を行う上で必要となる仮設・養生費、建築仕上げの撤去新設費の記載がありませんが、そのような共通れ工事費等は含まなくてもよいと考えようでしょうか?それとも仮設・養生費、共通れ工事費等を単価に含めて複合単価を作成するという考えでしょうか?	仮設・養生費、建築仕上げの撤去新設費についても概算費用に含める必要があります。附属資料4の「E. 概算費用内訳」の4項目に加え、仮設・養生費、建築仕上げの撤去・新設費、その他「共通れ工事」等を別項目として追記してください。また、各項目は更に小項目へとブレイクダウンして詳細に記載してください。
10	入札説明書 P22-23	②施設修繕・改修計画の見直し	概算費用について、「数量」の根拠資料の提出は必要でしょうか?	必要です。根拠資料として「数量調査」を添付してください。
11	入札説明書 P23	(2) 工事発注のための技術支援業務	「・・・に関する資料作成に対し技術的支援を行う」とありますが、技術的な助言には技術的資料の作成および、助言内容を報告書としてまとめることも含むと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
12	入札説明書 P23	(2) 工事発注のための技術支援業務	本業務は、各視点から詳細かつ多岐多様な技術的支援を求められることが想定されます。別契約「JICA保有の国内拠点施設の現況図の作成及び重要書類の電子化等業務請負契約」(公告番号:国契-17-123)が完了し次第、当該成果物または施設関連情報を検索が可能な状態で発注者から提供いただくことは可能でしょうか。	「JICA保有の国内拠点施設の現況図の作成及び重要書類の電子化等業務請負契約」の成果物は、本案件受注者に提供可能です。
13	入札説明書 P24	四:「設計及び工事監理業務の発注支援業務」実施体制のイメージ図	国内拠点と受注者間で矢印が一方、受注者から国内拠点だけとなっておりますが、発注支援業務を行いファシリティマネジメントを展開するうえで、国内拠点からの各種情報が必要となります。双方の矢印(情報共有)が必要ではないでしょうか。	四の矢印は業務フローを示すためのもので情報共有の意を含有していませんが、実際には、本案件の業務遂行に必要な各種情報は、本部及び国内拠点から発注者に対し提供いたします。
14	入札説明書 P24	(想定する業務)	ア)イ)ウ)エ)業務について発注者を支援する業務であるため建築士法上での発注事項を追記して頂きたい。	本件は、JICA保有施設のファシリティ・マネジメント業務を、受注者が後方支援する内容の委託契約です。そのため、本案件で発注者支援を行い、その後別途契約を締結する設計(修繕・模様替え)、施工監理(修繕・模様替え)業務は、同請負契約の発注者の責任の元実施されますので、本案件発注者の責任には発生しません。 他方、「発注者は、本契約の業務を本契約の趣旨に従って履行するために、本件業務の着手から完了までの間継続して、建築設計、建築施工、建築・設備メンテナンス、ファシリティ・マネジメント等に関する専門的知見を駆使し、発注者の本件業務に供する全ての要員の役割分担を計画管理し、さらに協議者として発注者の分担作業の状況をも把握して、業務の実施について、障害とならうる問題を未然に発見し、発注者の従事者に対して、適時適切な要請を行う責任(業務管理責任)は発生します。」以上を、契約書の冒頭に追記します。
15	入札説明書 P27	10. 特記事項	「発注者は2018年度は毎月、・・・業務報告のための打ち合わせを実施する。」各月とは毎月のことでしょうか。また、業務報告の具体的内容をお示しください。	2018年度は(毎月)の業務報告を予定しています。報告内容は、(1)現状に即した修繕改修計画の策定状況に関してはその業務進捗状況、(2)工事発注のための技術支援業務に関してはその対応実績等について報告いただく予定です。
16	入札説明書 P47	(業務引き継ぎに関する留意事項) 第27条	「本契約の業務を・・・作業を支援しなければならない。」とありますが、業務の期間が設定されておられません。期間を明示して頂きたい。	発注者若しくは第三者が本契約を継続して進行できるための必要な引継ぎ期間を指します。引き継ぎ内容が現時点では未確定のため、具体的期間の設定は出来ませんが、通常は履行期間内に完了しなければならないため、最終年の3月中旬-3月下旬の10日程度を想定します。
17	入札説明書 P26 P34	6. 業務従事者の担当分野・要員配置 入札金額内訳書	(2)設計業務及び工事監理業務の発注支援」の業務従事者が、P26は「技師C」、P34は「技師A」となっております。どちらを正と考えておりますでしょうか。	P34. 入札金額内訳書の(2)設計業務及び監理業務発注の3人目の従事者「技師A」は誤りで、正しくは「技師C」でした。これに伴い、P34を別紙の通り変更いたします。
18	入札説明書 P39	第13条	第13条の瑕疵担保責任は、「乙の責に帰すべき事由による瑕疵」があった場合にのみ責任を負う(過失責任)と追記していただけないでしょうか。	質問14に記載した変更は以外は、契約書案の変更・追記は出来ません。

別紙：入札説明書P34(変更後)、契約書(案)P35 (変更後)

入札説明書p. 34を以下の通り変更します（※変更箇所は赤字（技師C）の部分です。）。

別紙

「JICA保有施設のファシリティ・マネジメントにかかる技術支援業務」入札金額内訳書						
1. 現状に即した修繕改修計画策定のための業務						
(A) 直接人件費	従事者（※）	数量	単位	単価	小計	備考
(1) 建築物及び建築設備の劣化調査	主任技術者	87	人日	入札者が設定		
	主任技師	178	人日	入札者が設定		
	技師C	178	人日	入札者が設定		
(2) 施設修繕・改修計画の見直し	主任技術者	17	人日	入札者が設定		
	主任技師	79	人日	入札者が設定		
	技師C	79	人日	入札者が設定		
(B) 管理費						
(C) 旅費					2,500,000	定額計上
2. 工事発注のための技術支援業務						
(A) 直接人件費						
(1) 各国内拠点・本部関連部署への技術的助言	技師A	360	人日	入札者が設定		
(2) 設計業務及び監理業務発注支援	主任技術者	150	人日	入札者が設定		
	主任技師	600	人日	入札者が設定		
	技師C	900	人日	入札者が設定		
(B) 管理費						
(C) 旅費					5,700,000	定額計上
入札金額合計						
従事者の構成や人数は発注者が想定する数量。						

## 第5 契約書（案）

### 業務委託契約書

1. 業務名称 JICA保有施設のファシリティ・マネジメントにかかる技術支援業務委託契約
2. 契約金額 金00,000,000円  
(内 消費税及び地方消費税の合計額 0,000,000円)
3. 履行期間 2018年4月●●日から2021年3月●●日まで

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と●●●● ●●●●●（以下「受注者」という。）とはおのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。受注者は、本契約の業務を本契約の趣旨に従って履行するために、本件業務の着手から完了までの間継続して、建築・設計・ファシリティ・マネジメント等に関する専門的知見を駆使し、受注者の本件業務に従事する全ての要員の役割分担を計画管理し、さらに協働者として発注者の分担作業の状況をも把握して、業務の実施について、障害となりうる問題を未然に発見し、受注者の従事者に対して、適時適切な要請を行う責任（業務管理責任）を負うものとする。

（総 則）

- 第1条 受注者は、本契約に定めるところに従い、附属書I「業務仕様書」に定義する業務の完成を約し、発注者は受注者に対しその対価を支払うものとする。
- 2 受注者は、本契約書及び業務仕様書に特別の定めがある場合を除き、業務を完成するために必要な方法、手段、手順については、受注者の責任において定めるものとする。
  - 3 頭書の「契約金額」に記載の「消費税及び地方消費税」（以下「消費税等」という。）とは、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づくものとする。
  - 4 法令の改正により消費税等の税率が変更された場合、変更後の税率の適用日以降における消費税等の額は変更後の税率により計算された額とする。ただし、法令に定める経過措置に該当する場合又は消費税率変更以前に課税資産の譲渡等が行われ